

公益財団法人日本バレーボール協会
2014年度第5回理事会概要（みなし決議）

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

2014年12月10日（水）、本会の登録チームである男子・東レアローズ所属選手が窃盗により逮捕される不祥事が発生した。

本会では事実関係の確認及び本人の弁明の機会を設けた上で、12月22日（月）に開催した倫理委員会で、全日本代表に選ばれていた選手が窃盗を行ったという重大な事案として処分（案）について審議を行った。倫理委員会では、本件を倫理規定違反であると認定し、当該選手については、JVA選手登録の永久抹消処分を科すことも検討したが、下記事情を考慮した結果、選手本人に対して、2年間のJVA選手登録抹消という処分（案）を決定した。

- ① 被害者に、被害金額全額が返還されている
- ② 被害者との間で示談が成立している
- ③ 不起訴処分となった
- ④ 一般社団法人Vリーグ機構および東レアローズ男子バレーボール部から、既に処分を受けている
- ⑤ 被害者から、当該選手が更生しバレーボールが続けられるような温情ある処分を望むとの要請がある

また、当該のチーム・部長・監督に対しては既にVリーグ機構でも譴責の処分を決めているが、本会としても日本代表選手を輩出しているチームとしての管理責任より、「譴責」の処分（案）を理事会に提案する事とした。

処分の実施に当たっては理事会の承認が必要となる為、2014年12月26日、代表理事・羽牟裕一郎が理事及び監事の全員に対して下記事項についての提案書を発送し、当該提案につき同日中に、提案者の羽牟裕一郎を除く、決議に加わることの出来る理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事3名から異議が無い旨の意思表示を得たので、定款第43条に基づき本件の処分を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
代表理事 羽牟裕一郎
3. 理事会の決議があったものとみなされた日
2014年12月26日（金）
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事
代表理事 羽牟裕一郎